

議案第19号

大野市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱の制定について

令和8年3月26日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

生涯学習を計画的に推進するための生涯学習推進計画を策定するにあたり、大野市生涯学習推進計画策定委員会を設置するため

大野市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 日

大野市教育委員会

大野市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、その成果を生かすことのできる環境を整えるとともに、市民一人一人の結の心を醸成し、互いに学び合い、協力し合い、次代の地域社会を支える人づくりを目指し、大野市生涯学習推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、大野市生涯学習推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 11 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 家庭教育又は地域教育に関わる機関及び団体の関係者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、計画策定の日までとする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(成果の報告)

第6条 委員会は、第2条に規定する任務が終了したときは、その成果を教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習・文化財保護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。